

## ○ふじみ衛生組合情報公開条例施行規則

(平成15年3月5日)  
規則第1号)

改正 平成28年7月7日 規則第3号  
令和5年3月29日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合情報公開条例（平成15年ふじみ衛生組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第5条第3項に規定する請求書は、組合情報公開請求書（様式第1号）とする。

(組合情報の公開の適正な運用)

第2条の2 実施機関は、条例第5条第2項の規定を踏まえ、別に定めるところにより、組合情報の公開の適正な運用を推進するものとする。

(公開請求に対する決定通知書)

第3条 条例第10条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

- (1) 条例第10条第1項の規定により組合情報の全部を公開する旨の決定をした場合 組合情報公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 条例第10条第1項の規定により組合情報の一部を公開する旨の決定をした場合 組合情報一部公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 条例第10条第2項の規定により組合情報の公開をしない旨の決定（条例第9条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る組合情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合 組合情報非公開決定通知書（様式第4号）

(公開決定等の期間の延長通知書)

第4条 条例第11条第2項又は第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

- (1) 条例第11条第2項の規定により期間を延長した場合 組合情報公開決定等期間延長通知書（様式第5号）
- (2) 条例第11条第3項の規定により期間を延長した場合 組合情報公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）

(第三者の保護に関する手続)

第5条 条例第13条第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(様式第7号)により通知するものとする。

2 条例第13条第1項又は第2項に規定する意見書は、公開決定等に係る意見書(様式第8号)とする。

3 条例第13条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第10条第1項の決定をしたときは、直ちに公開決定に係る通知書(様式第9号)により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

(電磁的記録等の公開の方法)

第6条 条例第14条第1項に規定するフィルム又は電磁的記録の公開の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法による。

(1) フィルム 視聴

(2) ビデオテープ 視聴

(3) 録音テープ 視聴

(4) フロッピーディスクその他の電磁的記録 ディスプレイに出力したものの視聴又は印刷物として出力したものの閲覧若しくは写し(フロッピーディスクへの複写を含む。)の交付

2 前項第3号に掲げるものの公開は、条例第7条に規定する組合情報の一部公開において、技術的に非公開部分を除くことが困難であるものについては、印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付をもって行う。

(組合情報の公開の実施等)

第7条 組合情報の公開を行う場合において、組合情報の写し(電磁的記録をフロッピーディスクに複写する場合を除く。)を交付するときの部数は、公開請求に係る組合情報1件名につき1部とする。

2 組合情報の公開は、第3条第1号又は第2号に規定する通知書により指定する日時及び場所において、原則として職員の立会いのもとで行うものとする。

3 実施機関は、組合情報の閲覧又は視聴をするものが当該閲覧又は視聴に係る組合情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、当該組合情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用の納入)

第8条 条例第15条第2項に規定する組合情報の写しの交付による場合に要する費用は、前納(交付のときに徴収する。)とし、写しの作成に要する費用にあつては別表に掲げるところにより、写しの送付に要する費用にあつては郵送料その他の実費によるものとする。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 写しの作成に要する費用の納付の方法は、現金又は郵便為替(写しの送付による場合に限る。)とする。

3 写しの送付に要する費用の納付の方法は、現金、郵便為替又は郵便切手とする。

(文書目録の作成)

第9条 条例第29条第1項に規定する組合情報の検索に必要な文書目録は、保存文書目録その他実施機関が定めるものとする。

(実施状況の公表)

第10条 条例第30条に規定する実施状況の公表は、年度ごとの公開請求の状況、公開又は非公開の決定の状況その他の事項について、ふじみ衛生組合が発行する広報紙等に掲載する方法により行うものとする。

(事務委任)

第11条 管理者以外の実施機関は、次に掲げる事務を管理者に委任する。

- (1) 組合情報の公開の請求の受付に関すること。
- (2) 組合情報の公開の請求に対する決定の通知の送付に関すること。
- (3) 組合情報の公開決定等に係る第三者の意見聴取のための通知の送付に関すること。
- (4) 組合情報の公開の実施（管理者の情報公開担当課の窓口においてするものに限る。）に関すること。
- (5) 組合情報の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関すること。
- (6) 組合情報の公開の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求の受付及び当該審査請求に対する裁決の通知の送付に関すること。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月7日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のふじみ衛生組合情報公開条例施行規則第8条の規定は、この規則の施行の日以後になされた組合情報の公開の請求について適用し、同日前になされた組合情報の公開の請求については、なお従前の例による。

別表 (第8条関係)

種 類	金 額	
文書、図画及び写真	写し (単色刷り) 1枚につき10円 (多色刷り) 1枚につき30円	
マイクロフィルム	用紙に出力したもの (単色刷り) 1枚につき10円 (多色刷り) 1枚につき30円	
電磁的記録	光ディスクに複製したもの	日本産業規格X0606又はX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの 1枚につき50円
		日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの 1枚につき100円
	その他の電磁的記録媒体に複製したもの 当該電磁的記録媒体に係る費用	
	用紙に出力したもの (単色刷り) 1枚につき10円 (多色刷り) 1枚につき30円	

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画及び写真については、片面を1枚として算定する。
- 2 写し(マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては用紙に出力したもの)を交付する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 写しの作成に際してプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)の作成その他の特別の処理を必要とする場合は、当該処理に要する費用を併せて徴収する。この場合において、契約上の理由その他必要があると認めるときは、その概算額を徴収できるものとし、特別の処理の終了後に精算して過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

様式第1号 (第2条関係)

組 合 情 報 公 開 請 求 書

年 月 日

(あて先) (実施機関)

郵便番号

請求者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は事業  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

ふじみ衛生組合情報公開条例第5条第1項の規定により、次のとおり組合情報の公開を請求します。

請求する組合情報の 件名又は内容	
請 求 す る 目 的	
請求する公開の方法 ※請求する方法を選択してください。	<input type="checkbox"/> 閱 覧 <input type="checkbox"/> 視 聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望)
備 考	

様式第2号 (第3条関係)

組合情報公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求がありました組合情報の公開につきましては、ふじみ衛生組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定したので通知します。

組合情報の件名			
公開日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時から 午後 時まで
	場 所	ふじみ衛生組合	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送)		
担 当 部 署			

- (注) 1 指定された日時に来場できないときは、事前にその旨を電話等でご連絡ください。  
2 公開を受ける際は、この通知書をご持参ください。

様式第3号 (第3条関係)

組合情報一部公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

図

年 月 日付けで請求がありました組合情報の公開につきましては、ふじみ衛生組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり組合情報の一部を公開することと決定したので通知します。

組合情報の件名			
公開日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時から 午前 時まで 午後 午後
	場 所	ふじみ衛生組合	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送)		
組合情報の一部を非公開とする理由	ふじみ衛生組合情報公開条例第6条第 号該当 〔理由〕		
ふじみ衛生組合情報公開条例第12条第2項に該当する場合の公開可能な時期	年 月 日 ただし、組合情報の公開を希望する場合は、同日以後に再度当該組合情報についての組合情報公開請求書を提出してください。		
担 当 部 署			

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に(実施機関)に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、ふじみ衛生組合を被告として(訴訟においてふじみ衛生組合を代表する者は(実施機関)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (注) 1 指定された日時に来場できないときは、事前にその旨を電話等でご連絡ください。  
2 公開を受ける際は、この通知書をご持参ください。

様式第4号 (第3条関係)

組合情報非公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求がありました組合情報の公開につきましては、ふじみ衛生組合情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり組合情報を公開しないことと決定したので通知します。

組合情報の件名	
組合情報を公開しない理由	<input type="checkbox"/> ふじみ衛生組合情報公開条例第6条第 号該当 〔理由〕  <input type="checkbox"/> 組合情報不存在 〔理由〕
ふじみ衛生組合情報公開条例第12条第2項に該当する場合の公開可能な時期	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>ただし、組合情報の公開を希望する場合は、同日以後に再度当該組合情報についての情報公開請求書を提出してください。</p>
担 当 部 署	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に(実施機関)に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、ふじみ衛生組合を被告として(訴訟においてふじみ衛生組合を代表する者は(実施機関)となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号 (第4条関係)

組合情報公開決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求がありました組合情報の公開につきましては、ふじみ衛生組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

組合情報の件名	
ふじみ衛生組合情報公開条例第11条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	

様式第6号 (第4条関係)

組合情報公開決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求がありました組合情報の公開につきましては、ふじみ衛生組合情報公開条例第11条第3項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

組合情報の件名	
ふじみ衛生組合情報公開条例第11条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
公開請求に係る情報のうち相当部分につき公開決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
相当部分の公開決定等をする部分	
残りの組合情報の公開決定等をする期限	年 月 日まで
ふじみ衛生組合情報公開条例第11条第3項を適用する延長の理由	
担 当 部 署	



様式第8号 (第5条関係)

公開決定等に係る意見書

年 月 日

(あて先) (実施機関)

郵便番号  
請求者 住 所  
氏 名  
電話番号

{ 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業  
所の所在地、名称及び代表者の氏名 }

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり提出します。

組合情報の件名	
公開決定に対する反対意思の有無	<input type="checkbox"/> 有  <input type="checkbox"/> 無
意見 (公開決定に反対する理由)	

様式第9号 (第5条関係)

公開決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けの に関する情報が記録されている組合情報の公開請求について、ふじみ衛生組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり(公開・一部公開)することと決定したので通知します。

組合情報の件名	
公開決定する理由	
公開する年月日	年 月 日
担 当 部 署	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に(実施機関)に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、ふじみ衛生組合を被告として(訴訟においてふじみ衛生組合を代表する者は(実施機関)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。